

訪問看護ステーション契約書

殿(以下「利用者」という)と、医療法人社団誠馨会・ハynes訪問看護ステーション(以下「事業者」という)は、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令又は健康保険法令の趣旨に従って、利用者が、可能な限りその居宅において療養生活を送れる様訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約の期間)

- 1 介護保険適用の方の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日迄とします。但し契約満了日の1週間前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は次の有効期間満了日まで延長されるものとし
- 2 健康保険適用の方の契約期間は、契約締結日から1年間とします。但し契約期間満了日の1週間前迄に利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新され、1年間延長されるものとします。

第3条(訪問看護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業者は、この「訪問看護計画」の内容を利用者及びそのご家族に説明します。

第4条(訪問看護の内容)

- 1 利用者が受ける訪問看護の内容は、「訪問看護重要事項説明書」(以下、説明書という)のとおりです。事業者は、説明に定めた内容について、利用者及びそのご家族に説明します。
- 2 事業者は、看護職員を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って訪問看護を提供します。
- 3 訪問看護計画が利用者との合意の下に変更され、事業者が提供するサービスの内容が変更になった場合は、利用者の依頼によって事業者は、計画書を再度作成し、その内容に沿って訪問看護のサービスを提供します。

第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、訪問看護実施ごとに、ご状態や適時サービス内容等を記録表に記入し、ご自宅に置かせていただきます。
- 2 事業者は、サービス実施記録をiPadにて作成することとし、この契約の終了後も5年間これを保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を 所定申請書の提出を経て閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項に定めるサービスの実施記録の複写物の交付を所定申請書の提出を経て受けることができます。

第6条(料金)

- 1 利用者は、毎月、サービスの対価として説明書にある利用料金の月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
- 3 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担するものとします。
- 4 事業者は、急な受診などの病態変化を除き、訪問日の前日までにキャンセルの連絡がなかった場合、利用者にキャンセル料を請求するものとします。

第7条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前迄に文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づき、説明書を再作成し取り交わすものとします。

- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合、利用者は事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して3日間の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し事業者が利用者の急な入院等真に止むを得ない事情と認める場合は、即時にこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は止むを得ない事情がある場合、利用者に対して2週間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に違反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し1か月の予告期間が経過した場合
 - ②利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時中断又は終了します。
 - ①利用者が死亡した場合
 - ②利用者が介護保険施設に入所又は病院に入院した場合

第9条(秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は在職中・退職後に関わらず、また、契約の継続・終了に関わらず、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。
- 2 事業者は、利用者又はそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びそのご家族の個人情報を用いないものとします。
- 3 事業者は高齢者虐待法に定める通知ができるものとし、その場合事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第10条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。但し事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
また、利用者または利用者家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第11条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、利用者や利用者のご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

第12条(連携)

事業者は、訪問看護の提供にあたり、必要に応じて介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

第13条(相談・苦情対応)

- 1 事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応するものとします。
- 2 事業者は利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第14条(この契約に定めのない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険令、健康保険令及びその他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めるものとします。

上記の契約を証するため、本書を2部作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

住所 千葉県千葉市若葉区加曽利町1835番地1
名称 医療法人社団誠馨会
理事長 景山 雄介

事業所

住所 千葉県松戸市松戸1291-4 コスモ松戸ステーションビュー107
名称 ハイネス訪問看護ステーション
所長 石丸 靖子

<利用者>

住所

氏名	印
----	---

<家族・代理人>

住所

氏名	印
----	---

